

令和4年 第2回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年2回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年2月4日（金）
- 2 招集通知日 令和4年2月4日（金）
- 3 招集日時 令和4年2月17日（木）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（9名）

| 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 | 議席 番号 | 氏名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 1 | 加藤 梅子 | 2 | 関根 要一 | 3 | 安藤 雅裕 | 4 | 桑名 辰幸 |
| 5 | 大越 彰 | 6 | 村上 光宏 | 7 | 古川 雅和 | 8 | 矢部 邦博 |
| 9 | 高橋 純一 | 10 | 小枝 宏嗣 | 11 | 松川美智夫 | 12 | 吉田かつ子 |
| 13 | 鈴木 光重 | 14 | 和田 博文 | 15 | 熊谷 聡 | 16 | 横川 良雄 |
| 17 | 矢吹 正則 | 18 | 深谷 寅一 | 19 | 秋山 吉治 | | |

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

| 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 | 担当 地域名 | 氏名 |
|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 西袋 | 吉田 和男 | 西袋 | 渡邊 久記 | 稲田 | 関口 明夫 | 稲田 | 大河原一英 |
| 小塩江 | 橋本 孝一 | 大東 | 関根 隆二 | 大東 | 関根 久之 | 長沼 | 池田多可志 |
| 岩瀬 | 岡部 重雄 | | | | | | |

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 9名

9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

| | | |
|-------|-------|-------|
| 農業委員会 | 事務局 長 | 西澤 俊邦 |
| | 農政係 長 | 鈴木 弘明 |
| | 農地係 長 | 力丸 光輝 |
| | 専門員 | 三島木 修 |

11 議 案

議案第 1 号 農用地利用集積計画について

議案第 2 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 3 号 農地等の買受適格証明の適否決定について

議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 6 号 実勢賃借料情報（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）の提供について

議案第 7 号 令和 4 年 農業労働賃金標準額改定について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 2 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 1 番 加藤梅子 農業委員と 2 番 関根要一 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 3 時 5 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和4年2月 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第2回総会

令和4年2月17日（木）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第1号から第41号までについて、質問等ありませんか。

高橋農業委員 受理番号第4号について、質問いたします。

面積7,062㎡に対し、売買価格が少額かと思われませんが、少額である原因があれば説明していただきたいと思います。

事 務 局（農政課） 売り手の方から、無償でも良いから譲りたいとの意向があり、これを踏まえての売買価格となりました。

渡邊推進委員 受理番号第6号について、地区内の数名の方からお話を伺ったので、この場でお話いたします。

西袋地区内の方は、当地区内の方から毎年3条許可などの手続きにより、権利移動を行っているところであります。しかしながら、耕作をする様子がない土地があり、その中には機械等が放置している所もあるようです。それで、このような状況を農業委員会ではどのように思いますか。法の規制などは有りませんか。とのお話を頂きましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 （事務局へ）この件について皆さんに意見をお諮りしてもよろしいでしょうか。

事 務 局 意見を諮っても良いと思います。

議 長 それでは、第6号について意見がでました。皆さんから何か意見がありますでしょうか。

古川職務代理者 皆さんから意見が無いようなので、私の方から意見申し上げます。

今までの経緯からみましても、現在未耕作地があるということになると、所有権が移転しても、その土地が農地として使われないとの危惧がございます。今回、申請があがっているところではありますが、却下又は保留にして、もう一度確認してからの方が良いのではないかと提案いたします。

議 長 職務代理人より、却下又は保留が良いとの提案が出ましたが、改めて、皆さんから何かありますか。

安藤委員 農地が使われていないということであれば、取得しても意味が無いので、却下か保留が妥当ではないかと思えます。

古川職務代理人（事務局へ）この件について、地元の方から意見も出ていますので、適切かどうか再度確認していただきたいと思えます。

事務局（農政課）第6号については、買い手と面談しまして、農業委員会の総会でこのような意見が出されたことを伝えまして、今回は保留、次回に向けて、ご自身が管理している不耕作状態の農地の維持管理を進めてから購入をしたらいかがでしょうかということをお伝えさせていただければと思えます。

議 長 このことについて、保留という形でよろしいでしょうか。

大河原推進委員 買い手に耕作放棄地があるから、今回は認めないとのことですが、法的な根拠、農業委員会の権限としてそれが可能であるのでしょうか。

議 長 農政課（市）の権限のみで許可が出るのであれば、農業委員会に諮らないので、農業委員会として、審議すべき案件であると考えます。

事務局 皆様のご意見を踏まえ、農政課と協議した結果、この件につきましては適否となり保留はありませんので、今回については条件が整っていないとの理由から、否決ということでも構いません。否決となった場合は、該当者に事情を説明し、農業委員会事務局としても指導すべきところは伝えて、遊休農地の解消を図っていただき、その後、適正な管理を行ったうえで、所有権移転の申請を提出するようお話ししたいと思います。

議 長 保留はなく、適否のみということですが、この件について事務局と

協議をしますので、ひとまず休会といたします。

(休会)

議長 再開いたします。まず、事務局より説明いたします。

事務局 改めて議案第1号「農用地利用集積計画について」の適否についてご説明いたします。

本件につきましては、通常は一括で審議するところではありますが、今回は、受理第6号における却下、否決の意見がありましたので、最初に6号の適否についてご判断いただき、その後その他の案件について、適否の判断をお願いいたします。

議長 ただいま事務局より説明がありました受理第6号について、却下、否決ということで、異議のない農業委員は挙手願います。

(賛成多数)

議長 賛成多数でありますので、議案第1号「農用地利用集積計画について」の受理第6号に関しては否決とし、決定することといたします。

議長 議案第1号「農用地利用集積計画について」における受理第6号以外の案件について、異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第1号「農用地利用集積計画について」における受理第6号以外については計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 ここで、第11号は13番 鈴木 光重(すずき みつしげ)農業委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(鈴木光重 農業委員 退席)

議長 只今、第11号についての説明がありました件についてご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。第 11 号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、第 11 号については計画通り議決し、決定することといたします。

ここで、鈴木 光重 農業委員の復席を求めます。

(鈴木 光重 農業委員 復席)

議 長 続きまして、説明がありました第 1 号から第 14 号までについて、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 2 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 2 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議 長 次に、議案第 3 号「農地等の買受適格証明の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 1 号について吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

この度、須賀川市において 2 月 22 日に申請地の公売を行うことになりましたが、この公売の参加をするために必要であることから、申請となったとのことでありました。申請人は昭和 40 年頃から農業に従事しており、地域においても模範的な農業者であり、問題は有りません。

委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第3号「農地等の買受適格証明の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地等の買受適格証明の適否決定について」は証明することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第1号について、池田委員よろしくお願いいたします。

池田推進委員 受理番号第1号について説明いたします。

2月13日に横川農業委員と譲受人へ聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は従弟の関係にあり、申請地は譲受人が30年以上耕作したため、譲渡人に話をし、譲り受けることとなったとのことでした。価格についても両者の間で取り決められ妥当とされます。許可上特に問題が無いとされますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第2号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根隆二推進委員 受理番号第2号について説明いたします。

2月12日に譲渡人へ話を伺ったところ、譲受人とは親戚関係にあり、譲渡人が農地の処分を考えていたところ、譲受人との権利移動の話がまとまったとのことでありました。売買価格は両者の間で決まったものであり、何ら問題はありませぬ。また、譲受人が営農するための機具を有しており、許可上問題が無いとされますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第3号について、池田委員よろしく願いたいします。

池田推進委員 受理番号第3号について説明いたします。

2月13日、譲受人宅で横川委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人は体調が芳しくなく、農業ができないことから、譲受人に話をし、譲り受けることとなりました。価格についても両者の間で取り決められ妥当であり、許可上特に問題が無いと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしく願いたいします。

議長 受理番号第4号について、吉田委員よろしく願いたいします。

吉田推進委員 受理番号第4号について説明いたします。

先ほど、議案第3号にて説明申し上げた件でございます。譲受人は昭和40年頃から農業に従事しており、地域における模範的な農業者であり、特段問題ございません。なお、この件につきましては、事務局が説明したとおり、須賀川市が2月22日に公売を実施し、落札者となった場合に効力が生じる申請であることを申し添えます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 受理番号第5号について、渡邊委員よろしく願いたいします。

渡邊推進委員 受理番号第5号について説明いたします。

2月13日、小枝農業委員と現地調査と譲渡人へ聞き取り調査を行いました。申請地は30数年前から、譲受人へ10a当たりコシヒカリ一俵で賃貸しておりました。譲渡人は高齢で今後耕作する予定は無く、申請地は譲受人の農地に隣接しており、作業効率も良いことから、お互い合意のうえ、今回の申請となりました。売買価格も問題は無いかと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく願いたいします。

議長 受理番号第6号について、橋本委員よろしく願いたいします。

橋本推進委員 受理番号第6号についてご説明申し上げます。

吉田委員と聞き取り並びに現地調査を行ってまいりました。被設定人は新規参入の農業団体ございまして、経営規模を拡大するために各地の遊休地を取得して耕作しております。今回の申請地は、設定人の先代

までは耕作しておりましたが、現在は遊休地の状態であるため、賃貸借に至ったとのこと。当初5年ごとに契約を更新する予定でありましたが、3年後に申請地の購入を希望する方がおりました、契約が満了できないとのことで、購入の話が白紙になってしまった経緯があることや、本来設定人は、譲渡による農地の権利移動を希望しており、今後、申請地を購入する方がいれば譲りたい意向があることから、今回、1年ごとの契約となったと聞いております。被設定人ではありますが、30代の若者が10人ほど就農しており、営農に関する支障はなく、許可上、問題無いかと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第7号、第8号について、関口委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第7号及び第8号について説明いたします。

2月13日、桑名委員、深谷委員、大河原推進委員で、現地立会、聞き取り調査を行いました。被設定人は設定人が経営する会社で、会社として耕作したいため、使用貸借権を設定したいとのこと。第8号についても設定人と被設定人の代表者は親子の関係にあり、設定人も会社の役員をしております。一方、被設定人は創業29年の地域密着型の企業で、玄米、白米の流通販売、加工品の販売などを行っております。営農機械、栽培技術は最先端な状況で運営し、12名体制で農業に従事していることから、営農に問題はありません。また、使用貸借期間の21年につきましては、許可上特に問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第9号について、渡邊委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第9号について説明いたします。

2月13日、小枝委員と現地調査並びに譲受人へ聞き取り調査を行いました。申請地は譲渡人と譲受人の親同士が、相対で交わされた農地の交換でありましたが、その後基盤整備により、1枚の田の一部になり、登記をしなければと思いつつ現在に至ったことから、お互い合意のうえ今回の申請となりました。許可上特に問題が無いと思われませんが、委員の皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 10 号について、岡部重雄委員よろしくお願ひいたします。
岡部重雄推進委員 受理番号第 10 号について説明いたします。

2 月 13 日、村上委員と譲渡人宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。
譲受人は譲渡人の娘の夫であり、義理の親子関係にあります。譲渡人は一人
で農業に従事しておりましたが、高齢となったことから、数年前に譲受
人が手伝いをしていたとのこと。譲受人は農機具等を有しており、許
可上特に問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願
ひいたします。

議 長 受理番号第 11 号について、関根久之委員よろしくお願ひいたします。
関根久之推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします。

譲渡人は 20 年前に申請地南側の農地を譲受人へ譲渡しております。譲受
人は申請地に自家野菜を耕作するとのこと。また、申請地は自宅の北側
にあり、利便性も良く、農地利用に支障は無いものと思われ。価格につ
いてはお互い話し合いのうえ決定したものであり、妥当と思われ、許可上、
問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。
(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ
いて」異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許
可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することと
いたします。

次に、議案第 5 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当し

た最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第1号、第2号、第3号について、関口委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 始めに受理番号第1号について説明いたします。

2月13日、桑名委員、深谷委員、大河原推進委員で、現地立会並びに詳細な説明を受けました。申請は水田地帯の最北側にあり、北側は道路・水路で、さらに5~6メートルの高い土手になっており、東側は新幹線の高架橋であることから、営農型太陽光発電施設の設置に際し、周囲の農地に与える影響は少ないと考えられます。今回の太陽光発電施設の位置については、水田の真ん中を中心に四方の畦畔より6m離して設置し、パネルの間隔、支柱の高さも機械作業、水稻作物に考慮した設計、計画であることから、農地の集団性を阻害するものではなく、許可上、問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、受理番号第2号について説明いたします。

申請地は、水田地帯の最北に位置し、北側は県道、東側は市道、南側は農道となり、営農型太陽光発電施設の設置における周囲の農地への直接的な影響は少ないと考えられます。今回の太陽光発電施設の位置については、前号と同様、水田の真ん中を中心に四方の畦畔より6m離して設置し、パネルの間隔、支柱の高さも機械作業、水稻作物に考慮した設計、計画であることから、農地の集団性を阻害するものではなく、許可上、問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、受理番号第3号について説明いたします。

申請地は、水田地帯の江花川河川の北側に位置し、西側、北側、南側は農道であり、営農型太陽光発電施設の設置における周囲の農地への直接的な影響は少ないと考えられます。今回の太陽光発電施設の位置については、前2号と同様、水田の真ん中を中心に四方の畦畔より6m離して設置し、パネルの間隔、支柱の高さも機械作業、水稻作物に考慮した設計、計画であることから、農地の集団性を阻害するものではなく、許可上、問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

なお、受理番号第1号から第3号の総括として、今回営農型太陽光発電設備の設置に関しては、本地区内では初めての案件であり、今後も同様の案件が増えると思われることから、いろいろな方面で注視していきたいと考えておりますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第6号「実勢賃借料情報（令和3年1月～令和3年12月）の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 長 続いて、本件につきましては、1月24日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

松川委員長 1月24日に開催しました第5回の農政委員会において、事務局が作成しました素案もとに審議いたしました。議論を重ねた結果、本日の議案6号として提案することを全会一致で了解に至ったものであることを委員の皆様にご報告いたしますとともに、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第6号「実勢賃借料（令和3年1月～令和3年12月）の提供に

ついて」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第6号「実勢賃借料（令和3年1月～令和3年12月）の提供について」議決し、提供することといたします。

次に、議案第7号「令和4年 農業労働賃金標準額改定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、本件につきましては、1月24日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明を求めます。

松川委員長 1月24日に開催しました第5回の農政委員会において、事務局が作成しました素案もとに審議いたしました。今回、仁井田地区よりドローン散布の追記の要望があったわけですが、昨年度もドローン散布追加について議論したところでありまして、今後この作業は増えることから、検討課題としておりました。金額につきましては近隣の市町村を参考にしたところでございます。また、その他の作業料金につきましては、昨今の原油高騰による経費の増大があることから、引き上げたらどうかとの意見があったことも併せて報告させていただきます。以上のことから、議論を重ねた結果、議案7号として提案することを全会一致で承認、決定をいたしました。委員の皆様にご報告いたしますとともに、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第7号「令和4年 農業労働賃金標準額改定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第7号「令和4年 農業労働賃金標準額改定について」議決し、案のとおり決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」 5件です。

○ 報告第2号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

渡邊推進委員 携帯基地局における転用についてお聞きします。

携帯基地局本体は届出として受理しておりますが、携帯基地局設置のための資材置場については、許可案件となっておりますが、その理由について伺います。

事務局 携帯基地局の設置については、農地法において、許可不要となっているところではありますが、基地局設置工事のための資材置場等につきましては、許可不要の例外にはならないことから、一時転用においても転用許可案件となりますので、ご了解願います。

議 長 事務局からは何かございませんか。

(なし)

議 長 他になければ、これにて令和4年第2回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。